

財務会計制度に係る提案事項

甲州市 武川市雄

1 継続費を債務負担行為の制度に含めて考えられないか。

現行の地方自治法では、第212条で継続費、第214条で債務負担行為について定められておりますが、設定の違いが幾つかあるなかで、共通点が多く、両者の使い分けは明確でないところもあります。どちらも予算の会計年度独立の原則に対する例外措置であり、2ヶ年以上の期間が必要な事業で後年度に支出することとなる経費に係る支出負担行為（契約等）が事前にできる制度であるため、継続費は現行の債務負担行為の制度で対応できると考えます。

2 予算の繰越の区分を一本化できないか。

会計年度独立の原則の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度に延長して執行する措置として、地方自治法第213条で繰越明許費、第220条で事故繰越し、地方自治法施行令第145条で通次繰越が定められておりますが、予算成立後、何らかの事由により年度内の支出が終わらないことにより予算を繰越すことは同じ考えであり、それぞれ区分しないで、「予算繰越」という一つの制度としても問題ないと考えます。

また、繰越手続きについては、年度終了後、議会へ報告することとし、議会の議決は不要とすることができないか。

3 弾力条項の必要性があるのか。

地方自治法218条第4項にある弾力条項の制度は、極端に言えば予算のない支出を認めたもので、昭和38年に地方自治法の一部改正で設けられ、その適用要件は、

- ①特別会計であること
- ②事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものであること
(独立採算制)
- ③弾力条項を適用できる旨の規定が、条例で定めてあること。
- ④業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合で、当該業務量の増加により、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用すること。

このように、独立採算制をとる特別会計において、予算が不足した場合に柔軟性をもたせた制度ですが、本市では、いままで一度もこの制度を運用したことがないので、その必要性がわからないところがありますが、基本的には予備費の運用や専決処分の方法もあるので、必要性が薄いと考えます。

4 立替払を制度化できないか。

現行法令上は、立替払の制度は認められていませんが、天災のあった場合や職員の出張先において必要やむを得ない支出が生じる場合が考えられるため、このような場合に限定して立替払の制度を定められないか。

* 財務会計制度の見直しについては、地方自治体の財務会計システムの改修が伴い、小規模な地方自治体の財政負担が増大することが考えられるため、国の財政的支援もご検討いただきたい。